



# きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2024.10月 No.234

✉ takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp

## 宮崎県最低賃金が改正されます！！

宮崎県最低賃金は、令和6年10月5日（土曜日）から「952円」に改正されます。  
なお、特定（産業別）最低賃金については、本年度の改定はありません。



（注意） 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどを含めた全ての労働者に適用されます。  
使用者は、この最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

（注意） 最低賃金には次の賃金は含まれません。

(1) 賞与等の臨時的賃金(2)時間外労働等の割増賃金(3)精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 労働保険事務組合きずなの皆様へ

労働保険料第2期分の納付期限 10月31日です。  
第2期分の納入通知書をお送りしておりますので、  
ご確認の上振込をお願い致します。

※ 集金をご希望の事業所様は、お早めにご連絡をよろしくお願い致します

### 社会保険加入の事業所様へ

社会保険料の算定で等級が変更になる方がいます。  
お知らせを随時発送しておりますので、届きましたら  
保険料のご確認変更をお願い致します。9月分の保険  
料より変更になりますので、10月に支給される給与より変更をお願い致します。

## マイナ保険証について

健康保険証は2024年12月2日に発行が終了し、マイナンバーカードを利用した健康保険証(マイナ保険証)を利用することになります。マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。

### 経過措置について

- \* 現在お持ちの保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年(2025年)12月1日まで使用できます。
- \* マイナンバーカードを持っていない、または保険証利用登録をしていない方は、保険者から交付される資格確認書を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんがこれまで通り保険診療を受けることができます。

### 資格確認証の発行について

\* 新規加入者(令和6年12月2日以降)

資格確認証は、資格取得届提出の際に資格確認証希望の有無もしくは、マイナ保険証をお持ちでない方に職権でも発行します。(職権での発行には2カ月程度かかります。)

\* 既存加入者

令和7年(2025年)9月以降、保険者が必要と判断した場合に資格確認証を発行します。  
マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバー未登録の方などに発行します。



### 事務所より

令和5年4月より勤務しておりました 河野 慎也が、9月30日をもって、退職し社労士として独立開業する事となりました。これからも、応援していきたいと思っております。